

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 行政文書の公開の実施状況の公表(六六九・情報公開課)……………1
- 秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(六七〇・情報公開課)……………3

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

知 事										実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件数)	
小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室			公 開	部 分 公 開
七、九三三	九三	四、八〇〇	一一〇	一、一一六	六七	四二九	八七二	二四〇	二〇六	六、五九一	一、三一一	三一	
											〇	一〇	
											六七	六	
											九五	一	
											三八	二	
											一一	四	
											一四一	一	
											八三四	三	
											一一八	一	
											七	三	
											一九六	三	
											二四〇	三	
											二八四	一	
											三七	四	
											一一九	一	
											一九六	一	
											二〇六	一	
											二四〇	一	
											八七二	一	
											四二九	一	
											六七	一	
											一、一一六	一	
											一、〇七七	一	
											九	一	
											四、七三三	一	
											九三	一	
											九三	一	
											七、九三三	一	

告 示

- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(八三)……………8
- 政治団体の解散の届出(八四)……………9
- 政治団体の収支に関する報告書(八五)……………9
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(八六)……………10

秋田県告示第六百六十九号

秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十二条の規定により、平成十七年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

八〇	諮問番号	不服申立て年月日	件名	秋田県情報公開審査会	不服申立てに対する決定又は裁決
平成一七・二・七			警察本部の捜査報償費支出に 関する文書の部分公開決定に 対する審査請求	諮問年月日 平成一七・三・三 答申年月日 平成一七・一〇・七 答申内容 部分公開決定は、一部の公 開が妥当(答申四三号)	年月日 平成一八・二・一 内容 一部認容

二 不服申立ての状況
実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法

律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

計	地方独立行政法人	公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	警察本部	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議
八、三九五	九	一	〇	〇	〇	〇	六四	一	五	一	四〇	二五三	八八
六、七四二	五	〇	〇	〇	〇	〇	一九	〇	〇	〇	四〇	六三	二四
一、五八三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三	一	五	〇	〇	一七四	五九
七〇	四	一	〇	〇	〇	〇	一二	〇	〇	一	〇	一六	五

教 育 委 員 会	議 会	知 事										実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)				
		小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室			開 示	部 分 開 示	非 開 示		
○	○	四	○	○	○	○	○	四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

備考 この表に掲げるもののほかに異議申立てが一件あったが、取下げにより終了した。

秋田県告示第六百七十号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第五十条の規定により、平成十七年度における同条例の運用状況

を次のとおり公表する。

平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺田典城

八一	平成一七・五・二三	個人情報の情報で登録してある全ての内容の公開拒否決定(存否応答拒否)に対する異議申立て
	平成一七・六・八	
	平成一八・二・六	存否応答拒否決定は、妥当(答申四五号)
	平成一八・三・八	
	棄却	

知 事						実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件数)	
農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室			開 示	部 分 開 示
○	○	三四	○	○	○		○	○	○

二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

備考 一の請求に対して複数の決定をすることがあるので、請一

求件数と決定件数は、必ずしも一致しない。

一

計	地 方 独 立 行 政 法 人	公 営 企 業 管 理 者	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	収 用 委 員 会	労 働 委 員 会	監 査 委 員 会	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会
四	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二	○	○	○	○	○	○	○	○	○

三 訂正の請求の状況
 実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。
 四 是正の申出の状況
 実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、なかった。
 五 事業者に対する指導状況

事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、
 是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。
 六 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立ては、なかった。

秋田県告示第六百七十一号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年九月十二日
 秋田県知事 寺田典城

計	地方 独立 行政 法人	公 營 企 業 管 理 者	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	収 用 委 員 会	労 働 委 員 会	監 査 委 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	教 育 委 員 会	議 会	小	出	建	産
												計	局	設	業
四、三二九	三	○	○	○	○	○	○	八七	○	四、一九二	○	四七	○	○	一三
四、三二九	三	○	○	○	○	○	○	八七	○	四、一九二	○	四七	○	○	一三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

登録番号	秋田県 第二百六号	肥料の種類 及び名称	混合有機質肥料 「米の精」肥料三号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量四・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇	氏名又は名称	株式会社 サンワイズ	住 所	秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	失効年月日	平成十八年八月二十二日
------	--------------	---------------	----------------------	--------------------	--------------------------------	--------	---------------	-----	------------------	-------	-------------

秋田県告示第六百七十二号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 金浦加入区 さげ小型定置漁業
- 仁賀保加入区 さげ小型定置漁業
- 象潟加入区 さげ小型定置漁業

秋田県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	旧	角館六郷線	区 間	仙北郡美郷町小荒川字街道筋一六七番五地先から中野字打上三〇八番三まで	敷地の幅員（メートル）	六・〇〇～一八・〇〇	延長（キロメートル）	一・三三七
-------	-----	-------	---	-------	-----	------------------------------------	-------------	------------	------------	-------

- (一) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一
大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド大仙店
大仙市東川字屋敷後二百二十三番外
小売業を行う者の名称及び住所
- (二) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一
大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年五月五日
- (三) 店舗面積の合計
三千六百四十六平方メートル
- (四) 駐車場の収容台数
二百五十二台
- (五) 駐輪場の収容台数
八十八台
- (六) 荷さばき施設の面積
二百四十六・八六平方メートル
- (七) 廃棄物等の保管施設の容量
百二十立方メートル
- (八) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ヤマダ電機
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時十五分まで

- (一) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後十時まで
- (三) 届出年月日
平成十八年九月四日
- (四) 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部 商工観光課
- (五) 縦覧期間
平成十八年九月十二日から平成十九年一月十二日まで
- (六) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- (七) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
一 意見書を述べる者の氏名及び住所
二 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
三 意見を述べる理由

秋田県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

県 道	新	角館六郷線	仙北郡美郷町小荒川字街道筋一六七番五から中野字打上三〇八番三まで	六・〇〇〇五・一・〇〇	一・三八七
-----	---	-------	----------------------------------	-------------	-------

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年九月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第六百七十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規

定に基づき、公告する。
 平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字蒼前平七十三番地 有限会社たくみ不動産 代表取締役 服 部 誠 一	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田毛馬内字上陣場六十六番一の内	道路の延長 三十七・一二メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年九月四日
---	------------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の
 規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の
 とおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づ
 き、公告する。
 平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 申請のあつた年月日
平成十八年八月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田けやき会
- 代表者の氏名
中 沢 秋 一
- 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市八橋本町六丁目五番二十三号
- 定款に記載された目的
この法人は、将来の不安や悩みを抱える精神に障害を持つ人
たちに対し、その家族や地域住民の理解と協力のもと、作業訓
練、生活訓練、就労支援、活動支援等を行い、障害者が地域社
会において安心してより快適に自立した生活を営むために、地
域住民との交流活動を通じて障害者の家族を支えながら、住み
よい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、

障害者の社会復帰と自立支援に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の退任及
 び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告
 する。
 平成十八年九月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名 横手市平鹿町浅舞字西田五十五番地 " " " " 醍醐字街道上七十九番地 " " " " 下吉田字高口六十一番地 " " " " 樽見内字新処四十六番地 " " " " 浅舞字覚町後九十四番地 " " " " 醍醐字野中六十四番地 " " " " 浅舞字蛭野三百七十七番地 " " " " 上吉田字吉田二十四番地 " " " " 樽見内字笛吹田九番地 " " " " 醍醐字館ノ下六十九番地二 " " " " 中吉田字蟹沢二十五番地 " " " " 上吉田字深間内五十二番地 " " " " 浅舞字浅舞百六十六番地 " " " " 下吉田字桑ノ木三十七番地 " " " " 浅舞字桜森境百二十三番地	後藤 清一 佐藤 紘蔵 武田 一美 首藤 欣一 長谷川正清 藤原 強 森谷 康市 橋本 勝男 栗田 信義 柴田 幹男 西田 清美 近 親 酒井 大策 石山 重男 小野 肇	二 就任理事の住所及び氏名 横手市平鹿町浅舞字西田五十五番地 " " " " 醍醐字街道上七十九番地 " " " " 下吉田字高口六十一番地 " " " " 樽見内字新処四十六番地 " " " " 浅舞字覚町後九十四番地 " " " " 醍醐字野中六十四番地 " " " " 浅舞字蛭野三百七十七番地 " " " " 浅舞字覚町後百八番地二 " " " " 醍醐字城廻百十八番地 " " " " 醍醐字下醍醐三十八番地 " " " " 浅舞字桜森境百二十三番地 " " " " 中吉田字清水上八十九番地 " " " " 醍醐字上醍醐九十三番地 " " " " 上吉田字館尻四十五番地四 " " " " 下鍋倉字城戸百二十三番地	鈴木 嘉一 菅原 孝 佐藤 善郎 平塚 岳夫 菅原 俊明 伊藤 和夫 川崎 昇一 後藤 清一 佐藤 紘蔵 武田 一美 首藤 欣一 長谷川正清 藤原 強 森谷 康市 鈴木 嘉一 柴田 幹男 平塚 岳夫 佐藤 善郎 小野 肇 川崎 昇一 菅原 俊明 菊地 謙逸 伊藤 半司
--	---	--	--

横手市平鹿町中吉田字蟹沢二十五番地
 西田 清美
 " " " " 飯野 正和
 " " " " 菅原 孝
 " " " " 樽見内字笛吹田九番地 栗田 信義
 " " " " 浅舞字浅舞百六十六番地 酒井 大策
 " " " " 上吉田字深間内五十二番地 近 親
 三 退任監事の住所及び氏名
 横手市平鹿町醍醐字西上沖田六十一番地 柿崎 健作

横手市平鹿町中吉田字中清水百三十七番地 佐々木 隆
 " " " " 下鍋倉字上六ツ段五十三番地 清水 精一
 四 就任監事の住所及び氏名
 横手市平鹿町醍醐字西上沖田六十一番地 柿崎 健作
 " " " " 下鍋倉字上六ツ段五十三番地 清水 精一
 " " " " 中吉田字中清水百三十七番地 佐々木 隆

秋選管告示第八十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一
 項の規定により、平成十八年八月一日から同月三十一日までの間
 に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第
 一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月十二日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会告示

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県鹿角市第一支部	大里 祐一	高田 義明	鹿角市花輪字堰向五十六番地	平成十八年八月十六日
自由民主党秋田県大仙市第四支部	小松 隆明	吉成 善作	大仙市刈和野字愛宕下二百四十六番地一	"
自由民主党秋田県秋田市第七支部	竹下 博英	石井 和夫	秋田市雄和平尾鳥字西野六十三番地	平成十八年八月二十九日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
北林文正後援会	奈良 浩平	伊藤 幸信	北秋田市米内沢字薬師下四十番地一	平成十八年八月十日
秋田県山田とお後援会	澁川 喜一	岡田 裕夫	秋田市八橋南二丁目十番十六号	平成十八年八月二十五日

秋選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規
 定により、平成十八年八月一日から同月三十一日までの間に次の
 政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同
 法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月十二日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党秋田県第一選挙 区支部	会計責任者 本間 直人 新 船木 第輔 旧	平成十八年八月三日
主たる事務所 所 にかほ市象潟町字入湖ノ潤五十七番地一	にかほ市象潟町四丁目塩越二百八十二番地	

自由民主党象潟支部		代 表 者	池田好隆	齊藤 惣太郎	平成十八年八月十日
自由民主党大仙市西仙北支部		代 表 者	佐々木 昌志	小松 隆明	"
主たる事務所の所在地		会 計 責 任 者	長谷川 誠	菱刈 長一	
大仙市土川字比山沢二十二番地				大仙市刈和野字愛宕下二百四十六番地一	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田商工政和会	主たる事務所の所在地	秋田市川元山下町六番地十二	秋田市旭北錦町一番地四十七	平成十八年八月二十三日
たるかわ隆後援会	代 表 者	高橋 猛	戸沢 藤一	"

秋選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十八年八月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十八年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
さとう惣良後援会	石井 成	平成十八年七月三十一日	平成十八年八月八日
佐々木秀綱後援会	岡見 良治	"	平成十八年八月十四日
藤原清俊後援会	小山 甚十郎	平成十八年八月十日	平成十八年八月三十一日

秋選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年九月十二日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体
政治団体の名称 さとう惣良後援会（平成18年分）
報告年月日 平成18年8月8日
収入・支出の総額
(7) 収入総額

前年からの繰越額 62,347円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 62,347円
 収入・支出の内訳
 (フ) 支出の内訳
 政治活動費 62,347円
 組織活動費 62,347円
 合計 62,347円
 政治団体の名称 佐々木秀綱後援会 (平成18年分)
 報告年月日 平成18年8月14日

収入・支出の総額
 (フ) 収入総額 3,310円
 前年からの繰越額 3,310円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 0円
 政治団体の名称 藤原清後援会 (平成18年分)
 報告年月日 平成18年8月31日
 収入・支出の総額
 (フ) 収入総額 233,366円
 前年からの繰越額 233,366円

本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 0円
秋選管告示第八十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月十二日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 新	秋田県議会議員(候補者となろうとする者)	旧	容 旧	届出年月日
	高貝ひさと	太田町長						

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubaransatsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄